

サービス付き高齢者向け住宅登録事務における岐阜県の取扱い

H26.9.30作成

R4.12.23更新

1. 規模の基準

○共同利用部分の扱い

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「施行規則」という。）第8条における「居間、食堂、台所その他居住の用に供する部分」とは、入居者専用の居間、食堂、台所、脱衣所、洗濯室、収納設備等をいう。なお、以下の部分は共同利用部分に含めないものとする。

- ・廊下及び廊下とみなされる部分（次項を参照）
- ・パイプスペース（居住部分や内壁の内部に設置されている小規模なもの等は除く）
- ・汚物処理室
- ・厨房（事業者が使用するもの）

○廊下の扱い

共同利用部分と廊下が一体的な空間となっており、利用者が一体的に利用する場合においては、避難上又は利用上廊下とみなされる部分を廊下として扱い、共同利用部分の面積には含まない。なお、避難上又は利用上廊下とみなされる部分とは、各住戸からの避難経路及び各住戸から主たる出入口までの経路をいい、原則として片側居室の場合は1,200mm、両側居室の場合は1,600mmを廊下として確保するものとする。

2. 構造及び設備の基準

施行規則第9条における「各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とは、住戸内に設置されない設備に代わる入居者専用の設備を設置することをいう。

【留意事項】

- ・台所：事業者が使用する厨房と兼用することはできない。
- ・収納設備：サービス付き高齢者向け住宅事業運営のためのものは含まない。
- ・浴室：併設施設の利用者等と共用することはできない。

3. 加齢対応構造等の基準

○特定寝室の扱い

特定寝室の形状は、原則として整形なものとする。また、特定寝室の面積には、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室及び通路等の部分を含めない。

<参考：施行規則（抜粋）>

第8条（規模の基準）

法第7条第1項第1号の国土交通省令・厚生労働省令で定める規模は、各居住部分が床面積25㎡（居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあっては18㎡）とする。

第9条（構造及び設備の基準）

法第7条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、原則として、各居住部分が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであることとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各居住部分が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しない。